5　「前事業年度の基準通算所得等金額の合計額（（前事業年度の月数調整前の⑼）の合計）」⑾の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該対象期間開始の日を含む前事業年度にあつては、当該前事業年度の月数調整前の別表六（八）「９」の金額（⑵の場合には、⑵により「前事業年度の月数調整前の⑼」の金額とされる金額）を当該前事業年度の月数で除し、これに同日から当該前事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前事業年度の月数調整前の⑼」の金額として計算すること。

⑵　当該通算法人が法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の３第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）に規定する経過通算法人である場合には、前事業年度のうち連結事業年度については、「月数調整前の⑼」とあるのは、「（別表四の二付表「55の①」－「34の①」－「44の①」－「47の①」）」として計算すること。

別表六(十九)を削る。

別表六(十八)の表中「雇用者給与等支給増加重複控除額（別表六（二十九）「26」）」を「雇用者給与等支給増加重複控除額（別表六（三十）「26」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「７の㉓」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「８の⑳」）」に改め、同表の記載振興第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号及び第４号において「令和４年旧措置法」という。）」に改め、「（令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度において同項の規定の適用を受ける場合に限る。）」を削り、同第11号中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第148号。次号において「令和４年改正令」という。）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号及び第４号において「令和４年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第11号中「が租税特別措置法」を「が令和４年旧措置法」に、「、租税特別措置法施行令」を「、令和４年旧措置法施行令」に改め、「）若しくは」の次に「旧令和２年改正前措置法施行令（令和４年改正令第２条の規定による改正前の令和２年改正前措置法施行令（」を、「令和２年政令第207号）」の次に「附則第２条第２項（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令」を加え、「（以下」を「をいう。）をいう。以下」に、「「令和２年旧措置法施行令」という」を「同じ」に、「同法」を「令和４年旧措置法」に、「又は令和２年旧措置法施行令」を「又は旧令和２年改正前措置法施行令」に改め、同第12号中「租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項」を「令和４年旧措置法施行令第27条の12の５第19項」に改め、同号⑴中「租税特別措置法」を「令和４年旧措置法」に改め、同号⑵中「租税特別措置法施行令」を「令和４年旧措置法施行令」に、「計算した租税特別措置法」を「計算した令和４年旧措置法」に改め、同表を別表六(十九)とする。